

④ 照会に係る取引等の事実関係（取引等の関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

1 取引等の現況

国際線に保安料を新設することにより、該当することとなる取引実績等は以下のとおり。

①相手方： 各国航空運送事業者（JAL系、ANA系、アジアナ航空、中華航空公司 他）

②着陸回数： 約 16,500 回／年度

③乗客数： 約 2,047 千人／年度

※備考：国土交通省の設置・管理する飛行場実績（平成 11～15 年度実績の年度間平均値）
・東京国際空港、名古屋空港除く（羽田：保安料対象外、名古屋：平成 17 年 2 月廃止）

2 権利・義務関係

公共用飛行場の使用料は、国土交通大臣が設置・管理するに関わらず、一般的な財産の使用に係る受益の対価としての施設の使用料に相当する。

よって、民法上の貸借行為に相当するものであり、当該債権に関しても民事上の手続きにより取り扱われることとなる。

当該施設の使用については、営造物規則の性質を有する飛行場の管理規程（国の場合は空港管理規則）に従って使用しなければならない。

⑤ ④の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由

事業者が国内において行う課税資産の譲渡のうち、専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われる輸送の用に供される航空機の誘導、その他離着陸の補助、離着陸又は駐機のための施設の提供に係る役務の提供その他これらに類する役務の提供（当該施設の貸し付けを含む。）で、航空運送事業者に対して行われるものは、消費税の免除対象とされている。

[消費税法第 7 条第 1 項、消費税法施行令第 17 条第 2 項第 3 号]

保安料は、歳出名目（保安対策経費）に応じた歳入目として使用料設定されたところであり、賦課基準を有償で運送された旅客数としているが、旅客運送事業者が運航する航空機の離陸する行為に対する使用料である。

施設の利用に係る受益の対価として設定されている空港使用料としては、当該離陸行為を使用条件とし、旅客運送事業者が運航する航空機を対象として告示に明確に規定しているところ。

したがって、国際線の運航により生ずる保安料は、「専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われる輸送の用に供される航空機の離陸のための施設の提供」と解されることから、輸出免税の対象と思料される。